

平成31年度
事業計画書

社会福祉法人阿賀町社会福祉協議会

平成31年度阿賀町社会福祉協議会事業計画

1 基本方針

少子・高齢社会の一層の進展や人口減少並びに核家族化に伴い、家族の形態や福祉を取り巻く環境も大きく変化しています。また、地域においては一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加傾向にあり、社会的孤立や生活困窮など様々な生活課題が複合的に顕在し、深刻化している状況にあります。

本町においても、高齢化率は47%を超え地域で必要とされる支援も多様化し、今後はボランティア・住民活動の重要性が一層高まって行くことが予想されます。

こうした状況の中、全国社会福祉協議会では、「社協・生活支援活動強化方策」、「地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けて」を取りまとめ、社会福祉協議会の活動の方向性と事業展開について明示されました。その柱として「あらゆる生活課題への対応」、「地域のつながりの再構築」等が示されており、これらは地域づくりのための活動を展開してきた社協本来の役割を踏まえた取り組みの更なる推進を図ることを目指したものです。

阿賀町社会福祉協議会は、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役職員が一丸となって深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。

2 重点事業

地域のつながりの再構築

(1) 災害ネットワーク推進事業の取り組み

- ・災害時における災害ボランティアセンター（以下、「災害 VC」）活動に取り組むにあたり、地域のニーズを漏れなく災害 VC で集約し、効率的かつ効果的にマンパワーを活かすため、地域、関係機関・団体と協働してニーズ把握・集約の仕組みづくりに取り組みます。
- ・各地区区長会議、民協定例会、各種研修会等で、災害 VC の概要や地域の「共助」の大切さ、そして平成 23 年豪雨災害時の体験談などを交えた「講話」を開催し、災害時に備えた仕組みを地域で考えてもらう機会とします。
- ・モデル地区・アンケート等の実施により、被災～避難～復旧活動（ニーズの把握・集約）の一連の流れのなかでイメージを共有し、地区の実情にあった仕組みづくりを考えます。

(2) 地域ふれあい・いきいきサロン事業の取り組み

- ・「サロン推進員（仮称）」を創設、身近な地域の集う場としての有効性をアピールしサロン実施行政区の拡大と高齢化でサロン継続が困難になりつつある地区への支援も併せて進めていきます。

あらゆる生活課題への対応

(1) みんなでささエール事業の取り組み

- ・利用ケース等を広報紙で紹介するなど、関係機関やケアマネージャー等専門職を通じてサービスとしての利便性や簡便性を周知し利用拡大に努めます。また、利用拡大に繋がらない課題を修正すると共に、サービス内容に含まれていない生活課題等にも柔軟に対応できるよう検討を図ります。

(2) アウトリーチの徹底

- ・これまでのコミュニティワークや個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ（地域に出向いていくこと）を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。

権利擁護事業への取り組み

(1) 日常生活自立支援事業の推進

- ・全市町村社協実施方式の移行により、利用者の事業利用の適否及び支援や事業の早期定着や利用促進のため、県社協及び関係機関等との連携強化に努めます。
- ・利用対象者は、成年後見制度の対象者とも重なることが多く、日常生活自立支援事業の範囲として適正に実施するため、利用者の状況によって成年後見制度の必要性が高い場合には、町成年後見センターと連携して成年後見制度の利用に向けた取り組みを積極的に行います。

(2) 法人後見事業の推進

- ・町成年後見センター等と施設入所者等で身上監護・財産管理等で、状態が安定している方の支援については、今後市民後見人へのリレー方式や後見支援員の活用を検討します。
- ・後見事務においては、より高い専門性が求められる事例が増えている現状を踏まえ、特に本人意思と本人保護が対立する事例が増えることが予測されるため、担当者の精神的負担が大きくなることから、意思決定支援の手法等を学ぶ機会を作るなど、負担軽減の体制整備を図りつつ職員の資質向上に努めます。

赤い羽根共同募金運動の取り組み

(1) 新たな寄付金活動の確保

- ・町民の皆様からご協力いただき開催している「阿賀町フリーマーケット」は、3年目を迎えて徐々に定着しつつあるため、今年度も継続して取り組みます。また、新たな寄付金活動として、ボランティアセンター事業で開催している「ボランティアサロン」の手芸作品を活用した寄付金活動に取り組みます。

(2) 赤い羽根共同募金運動の啓発

- ・赤い羽根共同募金は「じぶんの町を良くするしくみ」として、募金が自分の町の様々な福祉活動に使われていることや、地域の民間福祉団体への助成、頻発する国内の災害支援活動などに使われていることを広くアピールして、改めて「民間の福祉活動のための支え合い」を周知する広報活動に努め、寄付意識の醸成を図ります。

介護保険事業の展開

- (1) 三か所の通所介護事業所は、要介護等認定者及び利用者等減による介護報酬の減収で厳しい運営状況が続いていることから、「介護職員処遇改善加算」算定見直しを図り介護報酬の増収と、引き続き職員人員配置の見直しや運営費の経費節減・見直しを徹底します。
- (2) 二年目を迎える介護予防・生活支援サービス事業「はつらつ健康クラブ」は、更に進化した形での運動やレクリエーション・認知症予防プログラム等を実施しながら、健康づくり生きがいづくりの場を提供します。そしてニーズの高い作業療法士等専門職の助言、指導等継続して取り入れていきます。
- (3) 三年目を迎える介護予防・生活支援サービス事業「ふれあいデイサービス阿賀」は、地域包括支援センターと連携し安定した利用者の獲得を図ります。そして様々な介護予防の取り組みと地域に沿った介護予防の展開を図ります。
- (4) 居宅介護支援事業所「ケアプランセンターやまぶき」は、特定事業所加算Ⅱを算定継続すると共に、職員一人ひとりの専門性の維持・向上に努め質の高いケアマネジメントを提供します。

安定した法人経営とコンプライアンス体制の推進

- (1) 「財政計画（平成29年度～平成31年度）」の見直しを行い、新たな事業運営・経営のビジョンや目標を明確にし、その実現に向けた組織・事業や財務等に関する具体的な取り組みを策定します。
- (2) 適正かつ公正な支出管理を徹底し、公益性を担保する財務規律の強化を図るとともに、本会への理解と信頼の促進に向けて、事業活動状況や財務状況に関する情報を積極的に公開・発信し、事業運営の透明性の向上に努めます。
- (3) 社会福祉法人として信頼される地域福祉推進活動や介護・障がいサービスの提供に努めるとともに、地域・介護福祉をリードできる人材の育成を進めます。
- (4) 職員の法令遵守の徹底等、コンプライアンス体制を整備するとともに、職場環境の現状と課題を整理し、職場内のワークライフバランスの確立に取り組みます。

「アクションプラン 2020」

I. 利用者に対する基本姿勢

利用者の人権を常に尊重し、サービスの質の向上や環境改善に積極的に取り組む社会福祉法人
～社会福祉法人として常に原点に立ち戻り、一人ひとりの人権を尊重した活動を行います。～

- 利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心、安全なサービスを提供します。
- 常に利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供します。サービスの質の向上に向けた体制を構築します。
- 利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人、地域住民との関係が継続、さらに促進されるよう支援します。
- 良質かつ安心・安全なサービス提供を実現するため、利用者の生活環境・利用環境を整備します。

II. 社会に対する基本姿勢

地域包括ケアの中心的役割を担い、公益的な事業を率先して行う社会福祉法人
～地域の実情、利用者の必要性にあわせて、制度化された社会福祉事業と制度化されていない地域公益活動を組み合わせ、社会資源と連携して、サービスを提供する仕組みを構築します。～

- 地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的に関わり、多様な関係機関や個人との連携協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進します。
- 社会福祉法人が非営利法人として、積極的に活動していくためには、財源負担者たる住民からの信頼や協力が必要不可欠です。今「見える化」とどまらない「見せる化」を推進し、住民の信頼と協力を得るためには、積極的な情報の発信に取り組みます。

III. 福祉人材に対する基本姿勢

良質な社会福祉人材を育成する社会福祉法人
～社会福祉に必要な人材を教育・育成します。また、福祉従事者の地位向上に向け積極的に取り組みます。～

- 経営理念に基づき、めざす法人経営を実現するため、期待する職員像を内外に明示し、トータルな人材マネジメントシステムを構築します。
- 良質な福祉人材の確保に向け、様々な採用手段を講じます。また、福祉の仕事の啓発のための情報発信、福祉教育にも取り組みます。
- 福祉サービスの継続と発展のために、職員処遇全般の向上、働き甲斐のある職場づくりに取り組みます。また、多様な職種、職務形態、年代の職員が働きやすい環境を推進します。
- 法人がめざす職員像に基づき、職務能力の開発及び全人的な成長を目的とした人材育成に取り組みます。さらに「新しい地域包括支援体制」を支える総合的な人材の育成に取り組みます。

IV. マネジメントに対する基本姿勢

非営利法人にふさわしい透明性の高い運営をする社会福祉法人

～非営利法人として、ふさわしい透明性のある組織構築を行い、地域に対して積極的な情報発信をすることにより、地域社会に認められる活動、事業運営を行います。～

- 社会福祉法など関係法令はもとより、法人の理念や諸規程さらには広い意味での社会的ルールやモラルを遵守した経営を行います。
- 公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築して組織全体を適切に統治します。
- 公益性の高い事業活動の推進および信頼性の高い効果的な経営の観点から、健全な財務規律を確立します。
- 社会福祉法人の経営者は、リーダーシップを発揮し、「アクションプラン 2020」に基づいた取り組みを実践します。また、地域の生活課題や福祉ニーズに対して素早く対応します。

平成31年度事業（全体）

1. 法人運営事業

評議員会・理事会等の開催や職員の研修、事務組織の効率化・充実を推進します。

- ・評議員会 定例会（6月） 臨時会（3月/随時）
- ・理事会 定例会（6月/3月） 臨時会（随時）
- ・監事会 決算監査（6月予定）
- ・その他の会議 福祉サービス苦情解決委員会（年1回）
ボランティアセンター運営委員会（年2回）
法人後見事業運営委員会（随時）
代表者会議（毎月1回）
施設長会議（毎月1回）
福祉活動専門員会議（随時）
介護支援専門員検討会（毎月1回）
主任生活相談員会議（毎月1回）
看護職員連携会議（隔月）
- ・社協だより「よつば」年5回発行 ・ホームページ更新（月2回）
- ・Facebook（随時）

2. 地域福祉活動事業

- ・新たな福祉サービス等の企画・立案
- ・福祉活動の広報・啓発の推進
- ・法人後見事業
- ・日常生活自立支援事業
- ・小口資金貸付事業
- ・生活福祉資金貸付事業（県社協委託事業）
- ・ふれあいいきいきサロン事業
- ・みんなでささエール事業
- ・除雪機貸出事業

3. 共同募金配分金事業

- ・赤い羽根共同募金運動
- ・共同募金配分金事業の実施
 - ①花いっぱいさわやかとおりみち運動
 - ②ふれあいの集い（温泉サービス）
 - ③子育て支援事業（わんぱくキッズサロン・ブックスタート）
 - ④ボランティアセンター運営事業
 - ⑤ボランティア講座・交流会開催

- ⑥ボランティアスクール開催
- ⑦各団体への助成
- ⑧障がい者タクシー券給付事業
- 阿賀町共同募金委員会
- 阿賀町共同募金委員会助成審査委員会

4. 生活支援福祉サービス事業（町からの受託事業）

- 外出支援移送サービス事業
- 配食サービス事業
- 寝具乾燥消毒サービス事業
- 訪問理美容サービス事業

5. 第14回阿賀町社会福祉大会

福祉に対する意識の向上を目指し、福祉功労者に対しての表彰、講演・イベント、障がい者通所作業所の作品の展示・販売を行います。

6. 公共施設の管理（指定管理及び受託管理）

- 阿賀町総合福祉保健センター「やまぶきの里」
- 阿賀町老人福祉センター「さわやかホーム角神」
- 阿賀町高齢者生活福祉センター
- 津川デイサービスセンター
- 鹿瀬デイサービスセンター
- 上川高齢者生活福祉センター
- 上川高齢者ふれあい会館

7. 居宅介護支援事業所の運営

- 社会福祉法人阿賀町社会福祉協議会
ケアプランセンターやまぶき 介護支援専門員5名配置

8. 介護予防・日常生活支援総合事業

「はつらつ健康クラブ」

- 阿賀町地域ミニデイサービス事業実施要綱に規定する対象者等で、送迎、体操、トレーニングマシンによる運動等のサービスを提供し、社会的孤立を防止し、生きがいづくり及び健康保持を図り、地域における自立した日常生活を支援することを目的とします。

「ふれあいデイサービス阿賀」

- ふれあいデイサービス阿賀における独自事業

・ 第一号通所事業（通所介護相当サービス）

要支援認定者、事業対象者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう通所型サービス A を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供し、事業対象外の事業利用希望者については一般介護予防事業として、同時運営いたします。また、第一号通所事業（通所介護相当サービス）は津川デイサービスセンター、鹿瀬デイサービスセンター、上川高齢者生活福祉センターにおいて、要支援認定者、事業対象者に通所介護施設での介護予防サービスを提供します。

9. 施設ごとの事業計画

（1）阿賀町総合福祉保健センター「やまぶきの里」

市民の健康増進及び老人福祉の向上のための便宜を総合的に提供し、心身機能の維持を図り、福祉保健事業を総合的に行うことにより福祉保健ニーズに資することを目的として設置された施設であるので、これらの目的を達成するための事業・検診（健診）等（町事業）の開催の利便性を確保し、目的が達成されるよう側面から支援していく。又、施設が良好な状態で使用できるよう管理する。

（実施事業）

※ 町が実施する事業

ケアプラン作成研修会

地域ケア会議・地域包括支援センター運営協議会

認知症サポーター養成講座

住民の特定健診及び各種がん検診

乳幼児健診

食生活改善推進委員の研修

糖尿病予防教室

精神保健相談

消防署の講習会等

※ 社会福祉協議会が実施する事業

「ふれあいデイサービス阿賀」・「はつらつ健康クラブ」事業所

キッズサロン

町社会福祉大会

ボランティア講座

ボランティアサロン

いきいきサロン交流会

ふれあいいきいきサロン代表者会議

評議員会・理事会その他各種会議等

(2) 阿賀町老人福祉センター「さわやかホーム角神」

地域の高齢者等に対する各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業に対し便宜を計り、高齢者が健康で明るい生活を営める手助けになるよう設置された施設。設置目的を達成するため、各種事業の利便性を確保し、事業の目的が達成されるよう協力・支援していく。又、施設・設備の維持管理には十分留意し、良好な状態を維持するため、点検、整備、清掃に心がける。

(実施事業)

※ 社会福祉協議会が実施する事業

「ふれあいデイサービス阿賀」「はつらつ健康クラブ」事業所

配食ボランティア会議

※ 諸団体が実施する事業

かもしか会総会

老人クラブ新年会

(3) 阿賀町高齢者生活福祉センター（デイサービスセンター・生活支援ハウス）

高齢者を入居及び通所の方法により、自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図り、これらの高齢者等とその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。これらの目的を達成するために、高齢者生活支援ハウスに関する業務、通所介護事業に関する業務を行う。

① 高齢者生活支援ハウス

概ね60歳以上のひとり暮らし・夫婦のみの世帯で、家族による援助を受けることが困難で、高齢等のために独立して生活することに不安のある方に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより安心して健康で明るい生活を送れるよう支援する。

② 通所介護事業（内容別掲）

(4) 上川高齢者ふれあい会館

町指定管理施設として、介護予防・生活支援サービス事業を実施する上川地区の「ふれあいデイサービス阿賀」事業所の運営を行う。

(5) デイサービスセンター（津川、鹿瀬、上川）

要介護状態になっても可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の介護、心身機能の維持並びに向上のための訓練等を実施する。又利用者の家族の相談に応じる等、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る等利用者とその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。また、要支援1・2及び要支援から第一号通所事業（通所介護相当サービス）に移行した介護予防・日常生活支援総合事業の対象者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるようサービスを提供する。

(利用対象者)

- ・65歳以上(第1号被保険者)の要介護・要支援認定者
- ・40歳以上65才未満(第2号被保険者)の、特定疾病に起因する要介護・要支援認定者

(利用定員)

津川デイサービスセンター	30人
鹿瀬デイサービスセンター	25人
上川高齢者生活福祉センター	30人

(サービス内容)

- ・入浴に関する事
・食事に関する事
・生活指導に関する事
- ・日常生活動作訓練に関する事
・運動器機能向上に関する事
- ・日常の介護に関する事
・送迎に関する事
・利用者やその家族の相談に関する事

(サービス提供時間 基本7-8時間)

- ・4月から翌年3月(年間)

津川・鹿瀬デイサービスセンター、上川高齢者生活福祉センター

(休日)

- ・日曜日、12月31日～翌年1月3日

(6) 居宅介護支援事業所(社会福祉法人阿賀町社会福祉協議会ケアプランセンターやまぶき)

居宅の要介護者が介護保険から給付される居宅サービス等を適切に利用できるよう、要介護者の依頼を受けて、利用するサービスの種類・内容等を定めた居宅サービス計画の作成、居宅サービス事業者等との連絡調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメント(居宅介護支援サービス)を行う。